

子ども・子育て支援金制度に係る仙台市国民健康保険条例の 一部改正（案）について

1 改正の趣旨

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて被保険者から徴収する「子ども・子育て支援金制度」が令和 8 年度から創設されるもの。

2 改正の概要

国民健康保険料の算定において、これまでの基礎賦課額（医療保険分）、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額に、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額」（以下「子ども・子育て支援納付金」）を加えて、保険料を賦課し、徴収することとなるため、所要の改正を行うもの。

※本制度が少子化対策に係るものであることを鑑み、こどもがいる世帯の賦課額が増えないよう、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前までのこどもに係る支援金の均等割額（被保険者の人数に応じて算定）の 10 割軽減の措置が講じられる。

※子ども・子育て支援納付金においても、現行制度と同様、低所得者に対する応益分の軽減措置（軽減率：7 割、5 割、2 割）の適用や、保険料に一定の限度額（賦課限度額）を設ける予定である。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

4 改正予定時期

仙台市議会 令和 8 年第 1 回定例会